# 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令 （平成四年大蔵省令第六十八号）

#### 第一条（検査をするときに携帯すべき証票の様式）

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

* 一  
  次に掲げる法律の規定による検査  
    
    
  別紙様式第一
* 二  
  金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項並びに第百七十七条第一項第三号の規定による検査  
    
    
  別紙様式第一の二

#### 第二条（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式）

金融商品取引法第二百十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年六月一八日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

# 附則（平成一〇年一一月三〇日総理府・大蔵省令第五三号）

この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成一二年六月二六日総理府令第六五号）

##### １

この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）

##### １

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一四年一〇月二一日内閣府令第六八号）

この命令は、平成十五年一月六日から施行する。

# 附則（平成一五年四月一日内閣府令第二九号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二七日内閣府令第一〇四号）

この府令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

# 附則（平成一七年三月一八日内閣府令第一九号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一七年六月二九日内閣府令第八〇号）

この府令は、平成十七年七月一日から施行する。

# 附則（平成一八年四月二六日内閣府令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、会社法の施行の日から施行する。

# 附則（平成一九年八月七日内閣府令第五六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

# 附則（平成一九年一二月一四日内閣府令第八六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年一月四日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第五条（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

既登録社債等及び、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三百六十九号）附則第三条の社債（附則第八条において「旧登録社債等」という。）については、第四条の規定による改正前の証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

# 附則（平成二〇年二月一三日内閣府令第五号）

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年七月四日内閣府令第四三号）

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成二〇年一二月五日内閣府令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

#### 第二十一条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二一年一月二三日内閣府令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

#### 第四条（罰則の適用に関する経過措置）

この命令（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二一年一二月二八日内閣府令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  第十一条中金融商品取引所等に関する内閣府令第五十四条第二項第一号イの改正規定（同号イ（１１）に係る部分（「（令第十九条の三の三第二号ハに規定する子会社をいう。）」を削る部分に限る。）を除く。）、同令第六十条第二項の改正規定、同令第七十一条の改正規定（同条第一号ロに係る部分を除く。）、同令第七十三条第二項の改正規定、同令第百二十条第一項の改正規定（「第百六条の二十四ただし書」を「第百六条の二十四第一項ただし書」に改める部分を除く。）及び同令第百二十一条第一項の改正規定（「第百二十三条」を「第百二十三条第一項又は第二項」に改める部分に限る。）並びに第二十三条中証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令第一条第一号イの改正規定（「第百六条の六」を「第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める部分、「第百六条の二十」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める部分及び「第百六条の二十七」の下に「（同法第百九条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）  
    
    
  改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

#### 第十一条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二二年三月一日内閣府令第七号）

この府令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二二年九月二一日内閣府令第四二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年一二月二七日内閣府令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。  
ただし、同条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第五条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二四年三月二六日内閣府令第一〇号）

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年七月一一日内閣府令第四九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

# 附則（平成二六年三月五日内閣府令第一五号）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

# 附則（平成二七年五月一五日内閣府令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

#### 第十一条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成二八年二月三日内閣府令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次条並びに附則第五条及び第六条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年九月三〇日内閣府令第六一号）

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年三月二四日内閣府令第八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。  
ただし、次条の規定は、同年三月二十五日から施行する。

# 附則（平成二九年一二月二七日内閣府令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

#### 第五条（罰則に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（令和元年五月七日内閣府令第二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年四月三日内閣府令第三五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

#### 第九条（罰則に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。